

# 防府市地域安心防犯灯設置要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもが安心して登下校ができるよう、小学校又は中学校に隣接した道路及び通学路で、住居・店舗等がなく、自治会等では設置困難な場所に設置する地域安心防犯灯の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域安心防犯灯とは、市長が、子どもが安心できる防犯対策として道路を照明する目的で設置する、電柱又はその他の支柱に取り付けられた電灯で、終夜点灯する照明設備をいう。

(設置基準)

第3条 市長は、次の各号の区分ごとに掲げる要件全てに該当する場合において、予算の範囲内で地域安心防犯灯を設置する。

(1) 小学校又は中学校の隣接道路

ア 地域安心防犯灯を設置しようとする場所（以下「設置予定場所」という。）から概ね50メートル以内に防犯灯その他の道路照明及び住居がなく、防犯上必要な場所であること。

(2) 隣接道路以外の通学路

ア 設置予定場所から概ね50メートル以内に防犯灯その他の道路照明がなく、防犯上必要な場所であること。

イ 道路から概ね50メートル以内に、住居のない区間が200メートル以上連続していること。

ウ 概ね3人以上の通学が認められること。

エ 小学校又は中学校の通学路で必要と認められること。

2 市長は、設置予定場所に隣接する農地等について、照明による影響が生じる恐れがあると認められるときは、農地等の所有者又は管理者から地域安心防犯灯設置同意書（第1号様式）により同意を得なければならない。

3 新たに設置する地域安心防犯灯の間隔は、概ね30メートルから50メートルとする。ただし、周囲の状況から支障がないと認められる場合は、この

限りではない。

4 設置予定場所と既存の防犯灯等との間に遮蔽物等が存するなど、防犯上安全な明るさを保てないと認められるときは、第1項各号及び前項に定める距離要件に該当しない場所でも地域安心防犯灯を設置することができる。

5 地域安心防犯灯は、添架が可能な電柱に設置するものとする。ただし、設置予定場所に適切な電柱がないときは、専用の支柱が設置できる場合に限り地域安心防犯灯を設置できるものとする。

(灯具の基準)

第4条 地域安心防犯灯の灯具は、次の基準を満たすものとする。ただし、やむを得ないと市長が認めるものについては、この限りでない。

(1) 光源はLED、光色は白色系とする。

(2) 電子式自動点滅器一体型とする。

(3) 入力容量は10VA未満とする。

(4) 光源の寿命は6万時間(光束維持率80%)とする。

(5) 電気料金の契約種別が公衆街路灯Aに該当するものとする。

(地元説明)

第5条 市長は、地域安心防犯灯を設置するときは、事前に地元自治会等に対し説明を行う。

(設置要望)

第6条 地域自治会連合会長は、第3条の基準に合致する場所に地域安心防犯灯の設置を要望することができる。

2 前項の規定により、地域安心防犯灯の設置を要望する地域自治会連合会長(以下「設置要望者」という。)は、地域安心防犯灯設置要望書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定に基づく設置要望にあつては、第3条第2項の規定に基づく同意は、同項の規定にかかわらず、設置要望者が得るものとする。

(設置通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく要望を受けたときは必要な調査を行い、設置することが適当であると認めるときは、設置を決定し、地域安心防犯灯設置決定通知書(第3号様式)により、設置要望者に対しその旨を通知する

ものとする。

(地域安心防犯灯への移行)

第8条 すでに自治会等が設置及び維持管理をしており、防犯対策として道路を照明する目的で電柱又はその他支柱に取り付けられた終夜点灯する防犯灯のうち、第3条及び第4条の基準を満たすものについては、地域安心防犯灯への移行を要望することができる。

2 前項の規定により、地域安心防犯灯への移行を要望する地域自治会連合会長（以下「移行要望者」という。）は、地域安心防犯灯移行要望書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(移行通知)

第9条 市長は、前条の規定に基づく要望を受けたときは必要な調査を行い、移行することが適当であると認めたときは、移行を決定し、地域安心防犯灯移行決定通知書（第3号様式）により、移行要望者に対し、その旨を通知する。

(移行の手続き)

第10条 市長は、地域安心防犯灯への移行が適当と認めた防犯灯について、電力会社に対して地域安心防犯灯への移行の手続きを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域安心防犯灯に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

地域安心防犯灯設置同意書

年 月 日

（宛先）防府市長

同意者 住 所

氏 名

防府市地域安心防犯灯設置要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり地域安心防犯灯の設置に同意します。

記

1 設置同意灯数 灯

2 設置同意場所 別添 設置予定場所略図

番号	設置予定地	電柱番号等
1		
2		
3		
4		
5		

第2号様式（第6条関係、第8条関係）

地域安心防犯灯設置（移行）要望書

年 月 日

（宛先）防府市長

要望者 \_\_\_\_\_ 会長

氏 名

防府市地域安心防犯灯設置要綱第6条第2項（第8条第3項）の規定により、  
下記のとおり 地域安心防犯灯の設置を要望します。

記

1 設置（移行）要望灯数 灯

2 設置（移行）要望場所 別添 設置（移行）予定場所略図

番号	所在地	電柱番号等
1		
2		
3		
4		
5		

第3号様式（第7条関係、第9条関係）

地域安心防犯灯設置（移行）決定通知書

第 号  
年 月 日

会長  
様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のあった地域安心防犯灯設置（移行）要望について、下記のとおり設置（移行）を決定したので、防府市地域安心防犯灯設置要綱第7条（第9条）の規定により通知します。

記

1 設置（移行）灯数 灯

2 設置（移行）場所

番号	所在地	電柱番号等
1		
2		
3		
4		
5		